

○ 財務省告示第 261 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 5 年 9 月 21 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 5 年 10 月 27 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 18 回	6,200,000,000 円	101.93 円
〃	第 19 回	200,000,000 円	102.59 円
〃	第 20 回	400,000,000 円	102.99 円
〃	第 22 回	100,000,000 円	105.44 円
〃	第 24 回	2,000,000,000 円	104.62 円
〃	第 24 回	2,000,000,000 円	104.72 円
〃	第 24 回	2,000,000,000 円	104.74 円
〃	第 24 回	1,000,000,000 円	104.82 円
〃	第 24 回	2,000,000,000 円	104.84 円
〃	第 24 回	300,000,000 円	104.94 円
〃	第 26 回	400,000,000 円	105.80 円

〃	第 27 回	500,000,000 円	105.00 円
〃	第 27 回	500,000,000 円	105.05 円
〃	第 28 回	1,000,000,000 円	104.64 円
〃	第 28 回	500,000,000 円	104.69 円
〃	第 28 回	500,000,000 円	104.70 円
〃	第 28 回	500,000,000 円	104.74 円
合 計		20,100,000,000 円	